この部分も、前ページに続いて霜出証言を特集しました。従って前ページ最下段から続くものとして、読んでいただきます。

報告と実際は大違い
当てはずれな防災観念

霜出証言は、すべてにわたって脆弁だらけで、終始黒を白といいくるめ、責任逃がれをたくらんでいる。

ここに組合側代理人弁護士の追及した一つの問題が、坑内の清掃問題だった。

会社側の尋問

青山　あなたは本件事故前二度にわたって三川鉱第一斜坑のなかを見た、と証言されましたね。

霜出　清水鉱山保安監督官が監督票で指摘されました、ベルトコンベヤー座のフロアダクトの状態について、監督票を渡された翌日、採炭現場の視察の道中、たしかその第四か第五の原動機座を見た記憶があります。

青山　監督官の指摘された原動機座の実状を、自分で見ておく必要があると思って、ということですか。

霜出　さようでございます。

青山　ご覧になった状況は。

霜出　原動機座の入口に近い方に、湿った粉炭のような奴がありまして、奥の方に行くに従って乾いた状態になっておりました。蓋を開けてフロアダクトのなかを見ましたところ、そこに木の皮の切れ見たいなものが相当あったように記憶しております。

青山　監督官の指摘はもっともだ、というわけですね。

霜出　さようでございます。

青山　それをご覧になってからあなたはどうされましたか。

霜出　監督官ご指摘の通りを指示したと思います。

組合側の尋問

小島　証言にある監督票のことですが、清水監督官のそのときの調査のおもな目的は、人車捲の性能検査でしたね。

霜出　はい。定期的な検査で捲上機、人車、及びそれに付属する車道などの検査でした。

小島　ところが本来の検査よりもこれは重要なことだとして、炭じん堆積の問題がでてきて、監督票、あるいは監督局からの通達書がだされてきたわけでしたね。

霜出　はい。

小島　調査目的以外のことで、炭じん除去ということについて指示されるというのは、普通にはないことでしょう。

霜出　いままでにはなかったことでございます。

小島　福岡鉱山保安監督局長からの通達書が、その年の五月十六日付でだされて、「三川坑第一斜坑ベルト坑道の各原動機座の炭じん清掃、とくにケーブルフロアダクト内の清掃を十分に実施すること」、と指摘して「すみやかにその改善に関する実施計画をたて、当鉱山保安監督部に提出するとともに、その実施結果を事項ごとに当部に報告されたい」と指示しています。これは重視しなければならないということで、あなたは改善計画と実施状況を報告されたわけでしょう。

霜出　はい。

小島　ところで、改善計画は正しく実施されたんでしょうか。

霜出　実施されたものと思っております。

小島　今日にいたるも。

霜出　はい、今日にいたるものです。

小島　ところが検察審議会の議決書に、「昭和三十八年八月頃以降、しだいに週一回通りの清掃を遵守せず、二週間乃至三週間に一度くらいの割で清掃するにとどまり」、とありますように、改善計画書をあなたは出しながら、週一回やることさえどんどん手抜きされるようになっておりますね。

霜出　……。

小島　そういう点、あなたは把握されていなかったんですか。

霜出　その実状は把握しておりません。

小島　当時の鉱業所の保安部長として、責任をもたないわけですか。

霜出　知りませんでした。

小島　実施されていなかった点の責任は、どなたがとられるんですか。

霜出　……。

小島　検察審議会の議決書によれば、坑道の清掃をやることが「炭じん爆発を防止するという認識からではなく単に職場の美化、環境整備の気持で手の届く低いところ、または目にふれるところを清掃するに止まり、手の届かぬ高いところまたは目にふれないところ……などの清掃は行なっておらず」、とこういうやり方ですが、保安責任者として好ましいことか、好ましくないことか。

霜出　実際の状況がよくわかりませんので、ここではこれは悪いとか、これでいいとかいうことはいいかねます。

小島　でも監督票・局長通達書が異例な形でだされたのは、炭じん堆積は危険だ、という観点から出されているんでしょう。

霜出　……。

小島　あなたも改善計画書、及び実施報告書を監督局にだしているのだから、まさか美化の観点からではないでしょう。

霜出　……。

小島　議決書のいう防災上の観点から清掃が行なわれていると見られるのは、これは好ましくないんじゃないですか。

霜出　炭じんを清掃すれば、美化にも共通するわけでございます。

小島　そういうことを聞いているんじゃないんです。あなたも文書で報告されていられることだし、その観点を重視すべきでは、と。

霜出　……。

小島　そうですね。

霜出　これは、原動機の問題題で……。

小島　いや、観点としては爆発をどう防ぐか、というところから考えるべきでしょう。

霜出　……。

小島　答えられなければ、それでいいです。「頻度を増して清掃をする」という報告書を局にだしていながら、ハラのなかでは、二、三週間に一回でもいいんだ、とそういうふうに考えていいわけですね。

霜出　清掃がきちんと行なわれる頻度のことであればいい、というふうに考えておりました。

×　×

三井鉱山の災害責任を追及する大災害裁判闘争の意義は、いうまでもなく大きい。

それというのもほかでもなく、この裁判闘争は全国の労働者の命を守り、権利の拡大を目指す闘いの指標となっているからである。この裁判闘争の結果しだいで、あらゆる職場の労働者のたたかいをはげまし、命と権利を守る裁判闘争を前進させることになるか、それとも逆にそれらのたたかいを一歩退かせることになるか、大きな影響が考えられるからである。

大災害裁判闘争の意義は？

現在わが国の労働者・一般国民で、労災補償受給有資格者数は約百五十万人にのぼっている。労働人口が三千万人とされているから、その二十人に一人はカタワか、生涯治ることのない疾病などで悩み多い生活を余儀なくされている。ところが断固として、正しい労災補償を求めて提起されている裁判は、わずかに五十件前後に過ぎない。この一つを考えても、この裁判勝利のためのたたかいがもっている意味は重い。

大災害裁判提訴へ。福岡地裁に向う各原告団員の表情は、いつもになく緊張していた。以後4年を超え、法廷で堂々とたたかつている。

健康基本権を掲げる
第11回職業病全国集会

資料は少し以前のことですが、左記の第十一回職業病全国集会の連合記事は、医師選択の自由などの基本権を確認し、重要なたたかいの方向を打ち出した集会の模様を伝えています。注目すべきことで、連合記事をそのままお伝えします。

【連合】　第十一回職業病全国交流集会が九月二十四日から三日間、東京都下読売ランドでひらかれた。四十都道府県から金融、マスコミ、電機、金属、公務など各産業にわたる労働者七百五十人が参加、例年と同じく約半数が病者だった。

この集会も今回で満十周年を迎え、初日の基調報告では過去十年の運動のまとめと今後の課題が提起された。昨年も提起された「健康基本権」の内容をより具体化し、「すべての労働者、国民の要求と運動に発展させる」方向を打ち出したのが大きな特徴。「基本権」の内容は①医師選択の自由など自主健康管理権②不安全・不健康就労への拒否権、安全衛生権③治療・補償・職場復帰のための医療・健康保障権などとなっている。

集会では、人間の生理機能を無視した企業の労務管理、企業べったりの労働行政、職業病闘争へのしめつけの強まりが報告され、患者、労働組合、医療機関が一体となって幅広い闘いを組むことの必要性が強調された。

集会は最終日、「疲労性・神経性職業病について労災法改正による解雇制限を撤廃しない通達を明示すること」など三つの要請書を採択、労働者などへ要請行動を行った。

原告団消息

9月28日　九・二八坑内火災十周年抗議集会。

〃　30日　三池大災害裁判第二十一回公判。東島太証人（当時の宮浦鉱機械係長）の証言。この日福岡市内でビラ配布。

10月4日　原告団役員会議。▼九・二八抗議集会報告。▼大災害裁判公判報告。▼一一・九記念日の前段の取り組みについて。原告団編集会議。

〃　5日　上村裁判公判。平賀副長と島田通気主席係員（会社側）が証言台に。

〃　11日

×

長く曙病院に入院中だった古賀政明さん（長期療養CO患者）、九月二十八日退院。また天領病院入院中だった松本重則さん（新港作業所）が退院、十月七日から出勤。

おねがい

原告団員の皆さん、このページは命を守るたたかいの先頭に立っている皆さんのものです。もっともっと日常のたたかいとともにペンをとる活動も大いに強めることです。どんどん書いてください。